

香芝市建設工事請負資格承継基準

香芝市建設工事請負資格承継基準（平成9年9月5日施行）の全部を改正する。

香芝市において執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の競争入札又は随意契約に参加する資格（以下「請負資格」という。）の承継については承継を受けようとする者（以下「承継人」という。）が建設業許可を取得していること及び承継させる者（以下「被承継人」という。）の建設業の廃業を前提に下記のとおりとし、請負業者資格承継申請書は別記様式によるものとする。

記

- 1 被承継人から承継人へ事業の同一性を失うことなく当該事業を引き継いだ場合であって、次の表に定める場合に限り、請負資格の承継を認めるものとする。

区分	承継人となることができる者	必要とする書類
(1) 法人又は個人の有資格業者の合併、分割その他の組織変更又は事業譲渡（以下「合併等」という。）により、法人が当該事業を引き継いだとき。	当該有資格業者の事業を合併等により引き継いだ法人（法人が個人の事業を引き継ぐ場合は、法人及び個人の代表者が同一であること。）	<ul style="list-style-type: none"> ・合併等完了後の承継人及び被承継人の商業登記簿の謄本 ・合併等の契約書又は計画書の写し ・承継人及び被承継人の印鑑証明書
(2) 法人の有資格業者が合併及び破産以外の事由で解散し、個人が当該事業を引き継いだとき。	当該法人の解散時の代表者のうち1名	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継人の商業登記簿の謄本 ・法人の代表者が複数のときは、他の代表者全員の同意書及び印鑑証明書
(3) 個人の有資格業者が新たに法人を設立したとき。	当該個人が代表者となって設立された法人	<ul style="list-style-type: none"> ・承継人の商業登記簿の謄本 ・承継人の印鑑証明書
(4) 個人の有資格業者が死亡し、法定相続人が当該事業を引き継いだとき。	被承継人の法定相続人のうち1名	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継人の戸籍謄本 ・被承継人の除籍謄本又は住民票の除票 ・他の法定相続人全員の同意書及び印鑑証

		明書
(5) 個人の有資格業者が心身の故障のため、引き続き事業を継続していくことが困難であると認められるときで、法定相続人が当該事業を引き継いだとき。	被承継人の法定相続人のうち 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継人の診断書及び戸籍謄本 ・他の法定相続人全員の同意書及び印鑑証明書
(6) (4)(5)以外で個人の有資格業者の事業を法定相続人が引き継いだとき。	被承継人の法定相続人のうち 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・他の法定相続人全員の同意書及び印鑑証明書
(7) 15年以上存続している個人の有資格業者の事業を当該有資格業者の事業所で8年以上継続して勤務している者が引き継いだとき。	個人の有資格業者と同等の施工能力が確保されていると香芝市建設業者等資格審査会が認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・法定相続人全員の同意書及び印鑑証明書 ・被承継人の戸籍謄本 ・承継人となろうとする者の勤続年数を証する書類及び承諾書

2 前記1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、請負資格の承継は、認めないものとする。

(1) 被承継人が建設業法第29条各号に定める許可の取消しの要件に該当している事実が明らかであるが、許可の取消し処分を行うに至っていないとき。

(2) 承継人又は被承継人のいずれかが事実上倒産していると認められるとき。

(3) 承継人が前記1の表(5)、(6)又は(7)による被承継人であるとき。

3 前記1の表(4)、(5)、(6)又は(7)により、現に有資格業者である者が他の有資格業者の承継人となった場合にあっては、その者が従前に有していた請負資格の承継は認めないものとする。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

別記様式

請負業者資格承継申請書

年 月 日

香芝市長

様

承継人

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、被承継人が従前に有していた香芝市に対する請負業者資格を承継したいので、承認して下さい次のとおり申請します。

被承継人

- 1 所在地
- 2 商号又は名称
- 3 代表者氏名

請負資格を有していた業種

許可番号及び許可年月日

一般・特定

第

号

年

月

日

添付書類

別添のとおり